

尾張旭市国民健康保険条例の一部改正について

討論要旨 榊原利宏議員

改正前の条例第13条には、国保法第9条第3項、保険料を滞納し、厚生労働省令が定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合において、当該世帯主に対し、被保険者証の返還を求めるものとする、もしくは第4項は、厚生労働省令で定める期間が経過する前でも被保険者証の返還を求めることができるということが書いてあり、この条例改正案はこれを削除しようとするものです。

紙保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化するということに従えば、この改正はそのとおり妥当なものと言えるでしょう。しかし、私は、紙保険証を残すべきとする立場でありますので、この理由から反対であります。さらに、紙保険証が廃止されるということは、短期保険証も廃止されるということになります。

有効期限6か月の短期保険証は、滞納している被保険者の方と納税の相談をするための接触を図る有効な手段であります。それがなくなるということは、本市の国保運営においては大きなマイナスです。マイナ保険証を所有しない場合の資格確認証に短期のものはありません。この問題をどうするのか政府からいまだ何も示されておられません。この改正は拙速であり、やめたほうがよいのではないのでしょうか。

以上、この条例改正には反対を表明し、討論を終わります。